

平成28年度行政評価中間結果(評価集計)

NO	事務事業名	担当課	事前● 事後○	一次評価	二次評価	二次評価内容
1	市民相談事業	秘書広報課	○	継続実施	継続実施	一般市民相談は、市の再雇用嘱託員が配置されることで、市の業務に精通した相談窓口となっている。相談内容が庁内業務案内・簡易な相談が多いことから、窓口における相談に捕らわれることなく、現状で行っている嘱託員のフロアマネージャー業務を活用した市民への積極的な働きかけによる相談方法なども検討すべきと考える。 専門相談は、需要が多い法律相談、税務相談、相続・遺言・成年後見等手続き相談について、市民の日常生活の中の悩みごと・困りごとの解決の糸口を探るため、無料で利用できる身近な窓口となっている。 また、稼働率の低い相談については、相談事項、市民の生活との関係性、費用等総合的な視点から見定めた上で、実施の方法、場所、回数等を検証し、市民の利便性の向上を図りたい。
2	通信教育研修経費助成事業	職員課	○	継続実施	抜本的見直し	通信教育研修は、研修の受講の促進と職員の自己啓発及び資質向上を図ることを目的としている。しかしながら、研修申込者は、職員総数の約2.5%にとどまり、修了率もあまり高いとは言えない状況である。職員の自己啓発については、互助会事業で類似する自己啓発補助として書籍購入を補助しており、昨年度の職員提案制度において、「西東京市職員資格取得経費助成制度」が採用されたことから、互助会事業への振替えや、職員のモチベーションの向上やスキルアップにつながる採択提案と一体的に検証する時期に来ているものと考えられる。よって、本来の目的に合致した新たな制度の導入も視野に再検討を行うべきである。
3	震災用井戸保存助成事業	危機管理室	○	改善・見直し	改善・見直し	震災用井戸の指定は、水に関する危機管理対策の充実と身近な水源としての地下水を有効活用する手法として有効であり、震災等災害発生時に市内に点在する井戸を活用することで、給水所に行くことなく生活用水を確保できる点において、地域防災力強化の一端を担っているといえる。 本事業は井戸を提供する市民が、平時から井戸の適正管理に努めるという負担感を軽減する目的で運用されているが、井戸の揚水方法(手動・電動)等により管理方法も変わってくることから、現在、一律で助成している助成方法については検証する必要がある。 また、震災時には停電になる可能性もあることから、電動ポンプ式の井戸については、手動ポンプへの切り替えの推奨や発電機の貸し出し等、何らかの対策が必要と考える。 震災用井戸協定締結件数は減少傾向であるが、井戸は震災時の補助水源として有効であることから、市内の井戸の状況を把握するとともに、新規協定の締結に向けて、さらなる周知啓発に努められたい。
4	災害時要援護者対策事業	危機管理室	○	改善・見直し	改善・見直し	大規模災害等においては、死者や負傷者の大半が高齢者や障害者等の災害時要支援者となっており、これらの人々の避難や避難後の支援は重要な課題である。その中で、避難行動要支援者名簿の作成を進めていることは評価できる。また、個別計画においては、一定の進行が図られているものの、要支援者ごとの状況や支援ニーズが異なること、さらには避難者と支援者のマッチングの問題等もあり、作成には相当の時間がかかることも理解できる。 現在、危機管理室を中心に取り組んでいるところだが、とりわけ要支援者との関係が深い健康福祉部との連携強化が求められており、東京都においても、要支援者対策は福祉保健局を中心として関係機関と連携を図っている。そのため、本市においても、個別計画の作成については健康福祉部が担い、啓発や避難訓練等については危機管理室で担うなど、業務分担についても検討する必要がある。 また、災害時要支援者の生命、財産を守るため、国や東京都、医療機関、さらには地域の自治会・町内会、防災市民組織、ボランティア等とのさらなる連携強化を図るとともに、自助・共助の啓発を強く推進されたい。
5	総合窓口業務の利便性の向上事業	市民課	○	改善・見直し	改善・見直し	保谷庁舎総合窓口業務は、市民等に対して様々な業務をワンストップサービスとして提供しており、2庁舎体制上の課題にも対処している点は評価できる。また、来庁目的達成度アンケートでも高い評価があり、本業務の効果が表れていると考える。 一方で、取扱い業務数が237種と多岐に亘り、各業務の専門性を問われる場面が多いことから、関係各課との連携強化とともに、職員のスキル向上が求められるところである。担当課として関係課職員による研修等を随時実施しているが、市民課内における事務分担の見直しや関係各課の業務に精通した職員の配置要などにも検討する必要がある。また、担当課で判断がつかないような業務も生じているため、テレビ電話などの窓口業務支援システムの導入等についても調査研究を進められたい。
6	生活困窮者自立支援制度事業	生活福祉課	○	継続実施	継続実施	生活困窮者自立支援法の規定に基づく本事業は、事業開始から2年目に入り、地域における生活困窮者支援のための重要な取組となっている。 対象となる生活困窮者は、複合的な問題を抱えていることが多く、事業の効果的な展開のためには、早期における相談体制づくりや関係機関との連携が必要となる。 そのため、事業継続をする中で、これまで以上に庁内各部署、民生委員、地域包括センター等との連携を図るとともに、対象者を「生活サポート相談窓口」に適切なタイミングでつなげる体制づくりを検討されたい。

平成28年度行政評価中間結果(評価集計)

NO	事務事業名	担当課	事前● 事後○	一次評価	二次評価	二次評価内容
7	ひきこもり・ニート対策事業	生活福祉課	○	継続実施	継続実施	本事業は、社会への適応につなげる場の提供としても重要な役割を果たしている。平成27年度からは対象者に、生活保護受給世帯に加え生活困窮者世帯を含めるとともに、実施回数を増やしたことなどから、今後は、これまで以上に利用者数の増加が見込まれている。 現在、実施場所は1箇所のみであるが、今後に向けて新たな場所の確保や、場所に捕らわれることのないSNSなどの情報手段を活用した対象者との「つながり」の拡充など、様々な工夫による幅広い検討を進め、さらなる充実を図りたい。
8	ふれあいのまちづくり事業	生活福祉課	○	継続実施	抜本的見直し	近年の災害や防犯の観点からも、地域の「つながり」は必要であると認識するところであり、本事業は、今後さらにその重要性が高まると考えられる。また、活動拠点が7箇所に加え、新たな取組も実施されるなど、地域の課題解決に向けた役割を担う事業として、評価できる。 しかし、平成23年度の事務事業評価において、類似事業として指摘されている「ささえあいネットワーク事業」との関係性の整理について指摘されていたところであり、見直しが図られていない。 今後は、地域住民の視点から「ほっとネットステーション事業」を含めた類似事業の統合・整理を行うとともに、参加する世代の拡充や住民と地域との関わり方の見直しなどを進め、効果の高い事業展開を図りたい。
9	ささえあいネットワーク事業	高齢者支援課	○	改善・見直し	抜本的見直し	平成23年度の事務事業評価において、「類似事業として指摘されている『ふれあいのまちづくり事業』の一部として整理・統合(編入)することも含めて、事業のあり方を検討すべきである。」との評価を受けていたところであり、見直しが図られていない。 また、モデル事業として「ささえあいメール見守り事業」を特定の地域包括支援センター圏域で実施しているが、パソコン等通信機器の操作が不慣れな高齢者もいる中で、利用者の拡大や操作ができない高齢者への対応が課題として考えられる。 今後は、類似事業として指摘されている社会福祉協議会が実施する「ふれあいのまちづくり事業」及び「ほっとネットステーション事業」などとの事業統合・整理を含めて検討を行うとともに、市民ニーズを把握しつつ、高齢者の見守り事業を検証しながら、既存事業に捕らわれない支援体制づくりを検討されたい。
10	介護保険利用者負担軽減事業	高齢者支援課	○	継続実施	継続実施	本事業は、平成24年4月に創設された制度であり、少しずつ利用者が増えている。対象が(介護予防)訪問看護利用者に限定されていることもあるが、制度の周知や浸透についてはこれまで以上に積極的にを行う必要がある。 今後は、低所得の方の状況にも考慮しつつ、適切な利用者負担を求めるとともに、市民ニーズ及び必要なサービス種別を把握し、引き続き適正な制度の運用を図りたい。
11	高齢者入浴券支給事業	高齢者支援課	○	継続実施	改善・見直し	本事業については、ひとり暮らしの高齢者及び入浴設備を有しない高齢者世帯の健康保持と保健衛生の確保等の観点から継続実施をしてきたところであるが、新規認定者数の伸び悩み、利用者数及び支給枚数の減少など、変化が生じている。 また、福祉会館や老人福祉センターにおいて、類似する無料入浴サービスを利用している高齢者もいるところであり、高齢者が優遇されている印象がある。 前回の行政評価において、利用者数の推移や、他の入浴サービスの利用状況に応じた見直しを検討することが指摘されているが、現状分析やサービスのあり方の検証がされていない。 今後は、近隣区市の公衆浴場の利用といった市民ニーズ等の把握に努めるとともに、事業の妥当性についても検証しつつ、見直しを図りたい。
12	認知症及びねたきり高齢者等紙おむつ給付事業	高齢者支援課	○	改善・見直し	改善・見直し	従来から行っている現物給付事業については、利用者のニーズに合わせた給付枚数の設定など、より実態に即した事業形態とする必要があり、併せて紙おむつ販売業者の直販サービスの利用による委託料の抑制等にも取り組む余地があるものと考えられる。 また、平成26年度より開始した現金給付事業については、入院者への一定のメリットは認められるものの、利用者数が急激に増加しており、現物給付とのバランスやおむつの利用実態に合わせた給付が必要である。 今後は、継続的な費用対効果の計測や、利用実態の把握等により、ニーズに見合った給付が行われるよう取組を図りたい。
13	手技治療割引券支給事業	高齢者支援課	○	継続実施	継続実施	本事業は、利用者数の推移を見ても利用者が特定されている可能性が高く、治療による症状の改善等についてもその効果について把握が難しい事業といえる。 利用できる施術所等を増やすとともに、サービス利用についての周知を行い、利用者の拡大を図る必要がある。 また、広域的なサービス連携についても併せて調査・研究されたい。

平成28年度行政評価中間結果(評価集計)

NO	事務事業名	担当課	事前● 事後○	一次評価	二次評価	二次評価内容
14	老人保護施設措置事業	高齢者支援課	○	継続実施	改善・見直し	本事業は、法律に基づき、措置が必要と認められる方に対して養護老人ホーム等に措置するものであり、継続実施する事業と考える。しかしながら、国からの費用徴収基準が示されなくなった平成17年度以降、費用徴収基準額の見直しが行われていないことから、近隣市のサービス内容及びサービス単価水準等を検証し、旧国基準によらない市独自基準についても検討する必要がある。また、施設入所後も、資産の状況を毎年確認するなど、応能負担となるように、可能な限り費用徴収の適正化を図られたい。また、措置先の施設におけるサービス利用料については一律でないことから、施設側との調整を図り、市の負担抑制を検討するべきと考える。
15	心身障害者福祉手当事業	障害福祉課	○	継続実施	継続実施	心身障害者の生活基盤の支援を目的とする事業であり、都制度に加えて実施する市制度の支給水準は、他団体と比較して標準的な内容となっている。また、前回事務事業評価で指摘された難病福祉手当との併給について、改善を行った点を評価する。支給対象年齢・等級や、児童育成手当(障害手当)といった他の手当との併給など、他団体における支給要件の動向を把握しつつ、今後も適正な事業執行に努められたい。
16	地域活動支援センター(身体)サービス助成事業	障害福祉課	○	継続実施	改善・見直し	障害者総合支援法に基づき市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業の一つであり、利用時間などのサービス水準は、他団体と比較しても標準的となっている。平成27年度から運営委託先をNPO法人に変更したことで、運営費の圧縮など事業効率の改善が見られる点は評価する。障害者が自立した日常生活や社会生活を営むために必要な支援を行う施設としての役割は大きいと、同時に、高次脳機能障害者、介護保険のみなし2号被保険者への支援の受け皿ともなっていることから、利用者のニーズに十分に答えられていない現状も見受けられる。今後は、公共施設の適正配置・有効活用の観点を踏まえ、地域活動支援センターのあり方やサービス内容及び提供体制について検討していく必要がある。なお、利用者負担については、地域生活支援事業に基づく支援メニューの多くが1割負担を原則としているが、軽減措置における世帯の課税状況の取扱いなどに違いが見られるため検証が必要である。あわせて、精神及び知的障害者を対象とした地域活動支援センターにおける利用者負担との均衡を図ることも必要である。
17	生活サポート助成事業	障害福祉課	○	継続実施	改善・見直し	本事業は、介護給付・訓練等給付制度の狭間にある障害者を救済する制度であり、緊急時の対応や介護者の一時不在など見守りや家事援助などのニーズは高く、事業の必要性はあると考える。サービスの利用に当たっては、一定程度の利用者負担が必要なことから基準単価の考え方や利用者負担の考え方を整理し、所得階層区分に応じた受益者負担について検討するなど、適切な対応を図られたい。また、事業見直しの際には、地域活動支援事業の一つとして実施している移動支援利用等、心身障害者の外出支援サービス全体のあり方も踏まえて一体的に検証されたい。
18	重度心身障害者緊急通報システム事業	障害福祉課	○	継続実施	継続実施	本事業は、一人暮らしの重度身体障害者が在宅中に緊急事態に陥った際のセーフティネットの一つであり、民間委託方式により継続して実施していくべきである。今後は本制度を支えている緊急通報協力員と、「ほっとネットステーション事業」や「ささえあいネットワーク事業」といった他の地域の見守りネットワークとの整合性を確保しつつ、制度周知等に努められたい。
19	自動車燃料費助成事業	障害福祉課	○	継続実施	改善・見直し	本事業は、タクシー料金助成事業との選択により、在宅の心身障害者の交通手段の確保及び経済的負担の軽減を図り、福祉の増進に寄与する事業として定着しており、社会参画にも寄与している。しかしながら、合併以来サービス水準の見直しが行われておらず、助成額は多摩26市の平均をやや上回り、手帳の等級を基準とした対象範囲は上位となっている。そのため、すでに多くの団体で取り入れている障害の区分に応じた等級設定や、公共交通機関の定める旅客運賃の割引基準といった事例を参考に、助成水準とあわせた検証・見直しが必要である。その際には、タクシー料金助成事業との棲み分けとともに、地域活動支援事業の一つとして実施している移動支援利用や、ハンディキャブ・けやき号の運行事業など、心身障害者の外出支援サービス全体のあり方も踏まえて検証されたい。

平成28年度行政評価中間結果(評価集計)

NO	事務事業名	担当課	事前● 事後○	一次評価	二次評価	二次評価内容
20	タクシー料金助成事業	障害福祉課	○	継続実施	改善・見直し	本事業は、自動車燃料費助成事業との選択により、在宅の心身障害者の交通手段の確保及び経済的負担の軽減を図り、福祉の増進に寄与する事業として定着しており、社会参画にも寄与している。 しかしながら、合併以来サービス水準の見直しが行われておらず、助成額は多摩26市で平均的であるものの、手帳の等級を基準とした対象範囲は上位となっている。 そのため、すでに多くの団体で取り入れている障害の区分に応じた等級設定や、公共交通機関の定める旅客運賃の割引基準といった事例を参考に、助成水準とあわせた検証・見直しが必要である。 その際には、自動車燃料助成事業との棲み分けとともに、地域活動支援事業の一つとして実施している移動支援利用や、ハンディキャブ・けやき号の運行事業など、心身障害者の外出支援サービス全体のあり方を踏まえて検証されたい。
21	妊婦健康診査等助成事業	健康課	○	継続実施	継続実施	母子保健法に基づく本事業は、妊婦の健康の保持増進を図るために必要な事業であり、今後も継続すべきである。 継続に当たっては、国の基準に基づく検査対象項目の見直しも、随時検討していく必要がある。 また、事業周知を含め、申請しやすい環境整備を進めるとともに、本市からの受診者が多い都外医療機関との個別契約の拡充や、受診券の利便性の向上を検討されたい。
22	私立幼稚園保護者助成事業	子育て支援課	○	改善・見直し	抜本的見直し	幼稚園は保護者の就労の有無にかかわらず、多様な子育て家庭を受け入れやすい教育施設であり、待機児童対策にも大きく寄与している。そのため本市の単独事業として、保護者に対して一定の上乗せ分を補助することは理解できる。 しかしながら、類似サービスである私立幼稚園等就園奨励費補助金が所得等に応じた補助制度となっていることや、平成23年度の事務事業評価での指摘を踏まえると、市の上乗せ額の水準や一定所得以上世帯への補助などについては、改善の余地がある。保育園等との負担の公平性にも留意しつつ、所得等に応じた上乗せ額とするなど、現在の一律支給についての見直しを図り、預かり保育の充実や障害児の受け入れなどの新たなニーズに対応した施策を講ずべきである。
23	類似施設保護者補助事業	子育て支援課	○	改善・見直し	抜本的見直し	幼稚園は保護者の就労の有無にかかわらず、多様な子育て家庭を受け入れやすい教育施設であり、待機児童対策にも大きく寄与している。本補助金で対象とする幼稚園類似の施設は、教育内容が幼稚園と変わらないものであることから、本市の単独事業として、保護者に対して一定の上乗せ分を補助することは理解できる。 しかしながら、類似サービスである私立幼稚園等就園奨励費補助金が所得等に応じた補助制度となっていることや、平成23年度の事務事業評価での指摘を踏まえると、市の上乗せ額の水準や一定所得以上の世帯への補助などについては、改善の余地がある。保育園等との負担の公平性にも留意しつつ、所得等に応じた上乗せ額とするなど、現在の一律支給についての見直しを図り、預かり保育の充実や障害児の受け入れなどの新たなニーズに対応した施策を講ずべきである。
24	無認可幼児施設保護者補助事業	子育て支援課	○	継続実施	抜本的見直し	幼稚園は保護者の就労の有無にかかわらず、多様な子育て家庭を受け入れやすい教育施設であり、市内にある無認可幼児施設は、多様な教育ニーズに対応し、幼稚園等と同様の運営がされていることから待機児童対策にも寄与している。 一方で、平成23年度の事務事業評価での指摘を踏まえると、市の上乗せ額の水準や一定所得以上の世帯への補助などについては、改善の余地がある。保育園等との負担の公平性にも留意しつつ、所得等に応じた上乗せ額とするなど、他の幼児施設に対する保護者補助金と同様に、現在の一律支給については見直すべきである。 なお、今後は、さらなる待機児童対策や子育て応援の観点から、幼稚園及び幼稚園の類似施設との違いや期待する役割などを整理した上で、現在の設置の基準のあり方についても検証されたい。
25	類似施設就園奨励費補助事業	子育て支援課	○	継続実施	継続実施	幼稚園については、保護者の就労の有無にかかわらず、多様な子育て家庭を受け入れやすい教育施設となることが期待されており、その中で、幼稚園就園奨励費補助金は、国の補助事業により、通園する保護者への支援として、実施しているものである。本補助金の対象としている幼稚園類似の施設は、教育内容が幼稚園と変わらないものであることから、本市の単独事業として、一定の補助を行うことは理解できる。 また、本市の課題である待機児童対策においても、預かり保育の充実や認定こども園への移行など、幼稚園等に対する期待は大きいことから、本補助金については、類似サービスである私立幼稚園等保護者負担軽減事業費補助金との関連や、幼稚園、保育園等との負担の公平性にも留意しつつ、適切に運用していく必要がある。

平成28年度行政評価中間結果(評価集計)

NO	事務事業名	担当課	事前● 事後○	一次評価	二次評価	二次評価内容
26	乳幼児医療助成事業	子育て支援課	○	継続実施	継続実施	子育て世代を応援する、乳幼児を養育している者に対し、乳幼児に係る医療費の一部を助成することにより、乳幼児の保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的としていることを考えると、今後も継続実施していくことが必要と考える。高額所得者については、都制度に準じ対象外とすることも考えられるが、現在の各市の状況、また、子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化している中で、子育て環境充実のために、乳幼児医療費助成制度を国の医療制度として要望していることも踏まえ、引き続き実施しつつ、他市の動向等を今後も注視していく必要がある。
27	義務教育就学児医療助成事業	子育て支援課	○	継続実施	継続実施	子育て世代を応援する、義務教育就学期にある児童を養育している者に対し、児童に係る医療費の一部を助成することにより、児童の保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的としていることを考えると、今後も継続実施していくことが必要と考える。高額所得者については都制度に準じ対象外とすることも考えられるが、現在の各市の状況、また、子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化している中で、子育て環境充実のために、義務教育就学児医療費助成制度を国の医療制度として要望していることも踏まえ、引き続き継続実施しつつ、他市の動向等を今後も注視していく必要がある。
28	母子保護事業	子育て支援課	○	継続実施	継続実施	本事業は、児童福祉法に基づいて実施し、配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子が、その者の児童の養育が十分にできない場合、施設入所によりこれらの者の自立に向け、その生活を支援することにより、母親と児童の福祉の向上を図ることを目的としていることを考えると、今後も継続実施していくことが必要と考える。 なお、徴収する基準については、本年、東京都における改正が予定されていることから、本市においても適切な対応を図られたい。
29	子育て相談・地域交流事業	保育課	○	継続実施	継続実施	本事業は、孤立しがちな子育て家庭を地域に繋げる場となっているとともに、保護が必要な家庭の早期発見や支援、他の関係機関との連携など、子どもの健やかな育ちと子育て支援を実施している点は評価できる。 ただし、他の公共施設で行っている出前講座が利用者のアクセス等に配慮されているのかといった点や、配置バランス、地域子育て支援センターと子ども家庭支援センター「のどか」、又は児童館等との専門分野や位置付けの違い等について、各機能の方向性を整理するとともに、カリキュラムについての相互補完等については、再度検討されたい。
30	子ども家庭支援センター運営事業	子ども家庭支援センター	○	拡充	抜本的見直し	子ども家庭支援センターの機能の1つである、子育てに関する総合相談を含む児童虐待予防策への対応については、児童福祉法及び東京都福祉保健局が定める児童虐待対応についての「東京ルール」により適切に行われているものの、事業の進展や社会的関心の高まりを背景に相談件数や事務処理件数は増加の一途を辿っており、今後、支援ネットワークの中核として機能し続けるためには児童福祉法の改正動向やそれに伴う東京都福祉保健局の動向等に留意しつつ、仕組みや体制などについて抜本的に見直す必要があると考える。 事業圏域については、「西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」で定める圏域設定の考え方に準じ、小単位の地域で関係機関との連携が効果的に図れるような支援ネットワークの再構築を検討する必要がある。また、現在検討されている事務支援システム等の導入については、支援ネットワークの再構築を踏まえた上で導入すべきと考える。 サービス拡大に向けた見直しに当たっては、客観的なデータ等を用いた分析の上で、実施主体の妥当性や費用対効果の検証を含めて十分に検証されたい。
31	虐待防止のための啓発事業	子ども家庭支援センター	○	継続実施	継続実施	児童虐待に関する啓発活動を推進するため、子ども家庭支援センターを拠点とし、児童・生徒へ向けた啓発カードを工夫して作成する等の取組みを進めている点については評価できる。今後は、市のホームページのトップページに「児童虐待防止に向けた取組」等のバナーを貼り、児童虐待防止の啓発ページとリンクさせるなど、ホームページを活用した周知方法の改善や、関係機関と連携した児童虐待防止に関するシンポジウムの定期的な開催などについても、取組みを進められたい。
32	多文化共生センター運営事業	文化振興課	○	継続実施	継続実施	外国人住民等の日常生活相談については、東京都の相談窓口が点在しているが、気軽に相談ができる身近な窓口となっている。また、ボランティアの情報交換や交流の場としての役割も果たし、地域の活動拠点となっている。 一次評価ではプライバシーに係る相談等についての課題が挙げられているが、1日単位で見ると利用者数は多くないため、予約制による相談実施を検討するなど、適切な運用を検討する必要がある。 また、今後の外国籍市民の増加に対応した多文化共生センターの機能や役割について、これまでの課題等を踏まえ、市の委託事業の範囲や行政の役割、当該委託先であるNPOが実施する独自事業との整理を行い、多文化共生事業の実施方法や運営形態等についての検証を行われたい。

平成28年度行政評価中間結果(評価集計)

NO	事務事業名	担当課	事前● 事後○	一次評価	二次評価	二次評価内容
33	スポーツ振興補助事業	スポーツ振興課	○	継続実施	改善・見直し	<p>本事業は、社会教育法に基づき「社会体育の振興を図る」という目的に加え、一次評価の判断理由にあるとおり、スポーツの各種競技大会への出場に伴う市民の「経済的な負担を軽減すること」により、才能ある「スポーツ競技者の裾野を広げ」、もって「スポーツ振興に寄与する」ことで、スポーツ基本法第4条に規定する地方公共団体の責務を果たしている。</p> <p>事業内容は概ね妥当だが、本事業開始時期には成立されていなかった「スポーツ基本法」が平成23年に制定される等、近年、スポーツを取り巻く社会的な環境が変化しているため、その変化に対応した要綱等の規定整備を行うなど、一定の改善・見直しが必要である。</p> <p>今後は、制度の積極的な周知を行うとともに、市内スポーツ団体等との意見交換によるニーズ把握に努め、補助内容や回数制限を見直すなど、利便性の向上を図られたい。</p>
34	めぐみちゃんメニュー認定事業	産業振興課	○	継続実施	改善・見直し	<p>本事業は、市内産の農産物を使用した飲食物等を市民へ提供することにより、農業振興を図りながら、地域経済の活性化を促進することを目的としており、その充実が市民からも期待されている事業であり、効率的・効果的な運用が求められる。</p> <p>広報については、参加者等によるSNSなどを活用した自発的な広報、情報の拡散を促すことで、さらなる相乗効果が期待できる。また、ブランド事業の確立については、現状では参加店舗の増加に重点が置かれているが、「安全・安心」などをキーワードとした評価基準や体制の確立などについて検討する必要がある。</p> <p>今後も、情報提供を積極的に行うとともに、健康課などとの連携を強め、本市のめざす「健康」応援都市を推進する事業とする必要がある。また、指定管理者制度を導入している公園や体育施設などとの効果的な連携についても併せて検討されたい。</p>
35	平和に関する学習・啓発活動事業	協働コミュニティ課	○	継続実施	継続実施	<p>平和に関する情報提供や各種行事の実施により、市民の平和に対する意義の普及及び平和意識の高揚を図ることで、市民の豊かで平和な生活の維持向上を実現することは、行政にとって必要な事業である。</p> <p>「平和パネル展」については、商業施設ASTAでの開催、更に当市の戦争の歴史を後世に伝えるためのDVD映像作品を学校現場で活用するなど、効果向上のための様々な取り組みは高く評価できる。</p> <p>今後は、戦争体験者や戦争体験を次世代に語り継ぐ身近な存在も減少する中、若い世代へ平和の大切さを伝えていくためのPR等に加え、SNSの活用やワークショップなどによる企画段階からの若い世代を引き入れるための工夫に努められたい。</p>
36	女性相談・婦人相談事業	協働コミュニティ課	○	継続実施	継続実施	<p>女性相談に関する各種相談事業による問題解決に向けた援助や、婦人相談でのDV相談への対応については、環境や社会的な状況の変化などを踏まえると必要不可欠な事業といえる。</p> <p>その中で、田無庁舎における出張相談の開始や開設時間の見直しなど、利便性の向上に取り組んでいる点は、評価できる。</p> <p>しかし、女性相談においては、相談内容にもよるがリピーターが多く占めているといった状況も見られるため、様々な工夫や、効果的な対応について、調査・研究する必要がある。</p> <p>なお、民間シェルター確保事業については、必要性は理解できるが、利用実績が少ないことを考えると、他市での対応状況なども検証しながら、必要性について再検討されたい。</p>
37	地域コミュニティ推進事業	協働コミュニティ課	○	改善・見直し	改善・見直し	<p>地域コミュニティの再構築を推進するため町内会等活性化補助金の交付、自治会・町内会懇談会などの開催、自治会加入促進PR活動、「地域協力ネットワーク」の構築事業を実施しており、一定の成果をあげている。</p> <p>一方で、自治会・町内会等活性化補助金については、自治会活動の担い手不足などにより活動が出来ない団体も多く、補助金申請まで至らないといったケースも見受けられる。今後は、自治会・町内会の活動自体を活性化する事業へ転換するなど、制度の再構築も含めた検討が必要である。</p> <p>地域コミュニティ組織への支援については、少子高齢化や市民ニーズの多様化など、地域のコミュニティを取り巻く環境も変化しているため、実態調査などにより地域の状況を把握する中で、真に効果のある制度となるよう調査研究する必要がある。</p>
38	環境保全の推進	環境保全課	○	改善・見直し	改善・見直し	<p>環境保全の取り組みを推進する環境保全推進協議会の構成員が定数の上限である14人に対して不足しており、活発な意見交換、活動ができていない。環境への取り組みについてさらなる周知を図るとともに、イベントなどの工夫をしながら協議会委員を増やしていくなど、推進体制の基盤を整える必要がある。</p> <p>第2次環境基本計画が平成26年度から10年間の方向性を掲げており、これを着実に推進するための体制づくりを進められたい。</p>

平成28年度行政評価中間結果(評価集計)

NO	事務事業名	担当課	事前● 事後○	一次評価	二次評価	二次評価内容
39	エコプラザ西東京運営事業	環境保全課	○	改善・見直し	改善・見直し	本事業は、エコプラザ西東京を環境学習の拠点として位置づけ、市民の環境意識の向上と連携づくりを図ることを目的としている。環境問題に積極的に取り組み、実績を積んできたことは大きな成果であるが、施設の活用といった観点からは、施設の運営について効果的、効率的に活用されているとは言い難い。全市的に公共施設の総量抑制に取り組んでいる本市の現状からは、従前以上の運営の工夫が求められる。 本事業の推進に当たり、エコプラザ西東京協力員との連携が不可欠であるならば、人材確保のための方策を講じる必要がある。今後は、施設の運営方法を見直すなど、他市事例なども参考にしながら活性化に向けた調査・研究を行い、更なる活用を図られたい。
40	公害対策事業	環境保全課	○	継続実施	改善・見直し	公害の発生をいち早く捉えるための定点観測の重要性や、環境の変化に即した新たな調査等の取組については、理解できる。一方で、東京都と同一地点もしくは近接地点での調査については、調査地点等の見直しを図るとともに、真に必要と思われる地点に絞った調査を実施するべきと考える。 また、調査の項目についても、必要に応じて項目の変更を行うなど、事業の改善・見直しを図られたい。
41	飼い主のいない猫避妊・去勢手術代助成事業	環境保全課	○	継続実施	改善・見直し	本事業は開始から6年が経過し、市民ボランティアの協力のもと相談支援や譲渡会の開催など、積極的な取組を行っていることは評価できる。 市民・関係団体等の意見欄には、助成対象となる猫の頭数を増やして欲しい旨の要望もあるが、助成額の比較においては、他市より高い水準となっていることから、本市の厳しい財政状況を考えると助成対象件数を増やす場合には、助成額の見直しも必要と考える。ただし、現在の予算の範囲内での対応では、実際の需要に対応しきれていないという状況が生じていることも考慮し、対応を図る必要がある。 今後は、本取組が一過性のものではなく、継続性をもって実施すべきものであること、本市だけでなく広域的な対応が必要となることなどを考え、近隣区市との連携や協力体制の強化、また、ボランティア団体との協力のもと、飼い主のいない猫への餌付けの抑制など、地域と一体となった取組を進めるべきである。
42	スズメバチ等の巣撤去費用助成事業	環境保全課	○	継続実施	改善・見直し	ハチの巣の駆除に要する経費の一部を市が補助することにより、市民へのハチによる被害を防止し、市民の安全な生活環境を保持することを目的とする事業であり、近年のハチの駆除件数の増加をみると市民の要望は高いものと思われる。 本事業は、ハチの種類に応じ、予算の範囲内でハチの巣の撤去に要した費用の半額を補助するものであるが、他自治体に比べて高い金額設定であることやスズメバチ以外のハチの巣の撤去も対象としていることなどから、助成対象範囲や助成限度額等については見直すべきである。 また、市民にできるハチ対策となるハチの巣発生の未然防止や対応、ハチに対する知識の周知など、積極的な情報発信に努められたい。
43	循環型社会の推進事業	ごみ減量推進課	○	拡充	改善・見直し	小型家電回収については、有用金属価格の取引価格の低下などによるコスト面での不安定さがあるものの、有用金属の資源化に加え、障害者の雇用にも繋がっている。今後は、小型家電の分解をさらに細かく行うことで資源化できる有用金属の量を増やす等、分解方法の工夫による増収についても検討されたい。 生ごみの回収及び剪定枝の回収については、実施により廃棄物の減量化に繋がっており、リサイクル土壌も市民に好評をいただいている。リサイクル土壌の利用促進に向けて、さらに広報に力を入れていく必要がある。 「西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」の趣旨である、再利用の促進により廃棄物の減量及び資源化の推進については一定の成果が出ている。今後は廃棄物の発生を抑えることで、最終処分場の延命化や処分費負担金の増加を抑える取組を進められたい。
44	ごみ収集最適化システム導入に向けた調査・検討	ごみ減量推進課	●	事業化	事業化	一般廃棄物処理における収集については、国からも委託業務の確実な履行を求める基準も示されており、システムの導入による最適な収集ルートの検証は有益である。導入に当たっては、既に導入をした先進事例等についても十分参考にしつつ、検証期間や検証後の対応等を明確にした上で進められたい。
45	環境美化に向けた取組の推進	ごみ減量推進課	○	継続実施	改善・見直し	本事業は、まちの美化と安全の推進及びマナーの啓発に効果的な事業であるといえる。また、ポイ捨て・路上喫煙防止マナーアップキャンペーンについては、市民の協力も得ながら市内の美化に取り組んでいる点で評価できる。たばこのポイ捨て防止に向けて、一層の取組みを図られたい。 また、ポイ捨て禁止区域内での喫煙そのものを減らすため、他部署の連携など工夫しながら、より効果的な方法について調査・研究されたい。
46	生ごみ電動処理機等購入助成事業	ごみ減量推進課	○	改善・見直し	廃止	補助制度創設の目的の一つであるごみの減量化の必要性については、市民の意識として浸透しており、助成件数も低下している。また、生ごみ無料回収事業などの新たな取組も進められている。その一方、生ごみの堆肥化を通じた資源循環は、自然エネルギーの普及などとともに環境分野の重要な課題であるが、技術的課題が解決されないため、本制度を実施することでの達成は難しいと言わざるを得ない。 そのため、本事業は一旦廃止し、資源循環を達成する他の制度に再構築するなど、抜本的な見直しを図られたい。

平成28年度行政評価中間結果(評価集計)

NO	事務事業名	担当課	事前● 事後○	一次評価	二次評価	二次評価内容
47	雨水浸透施設助成事業	下水道課	○	継続実施	改善・見直し	雨水浸透施設設置への助成については、地下水の涵養及び潤いのあるまちづくりだけでなく、溢水対策としても一定の効果があるといえる。しかし、本助成による敷設実績は毎年40件程度にとどまっているため、積極的な推進による実施件数の拡充を目指すべきである。また、雨水処理の方法については、他市の事例も参考にしながら、雨水タンク、貯水槽などへの助成についても検討されたい。
48	修学旅行費補助事業	教育企画課	○	継続実施	改善・見直し	修学旅行は、学校内では得難い学習機会の提供や集団生活における自主・自立・協力の精神を養う教育の場であり、実施にともなう保護者の経済的負担の軽減を目的とする本事業について、一定の必要性は認めるところである。しかしながら、現行の補助制度では、補助対象経費が示されていない。また、事業目的に保護者の経済的負担の軽減が定められているが、保護者の所得状況等は考慮されていない。改めて修学旅行の目的や意義を踏まえ、学校と保護者が負担すべき経費の考え方を整理した上で、補助対象経費及び補助上限額を設定する必要がある。また、他市で行われている修学旅行事業への補助制度とするなど補助の考え方についても検討されたい。
49	就学援助事業	教育企画課	○	継続実施	改善・見直し	本事業は、学校教育法第19条の規定に基づくもので、その必要性は認めるところであるが、平成23年度事務事業評価で指摘された認定基準等の定期的な検証・見直しが行われていない。特に、判定要件(収入・所得)や準要保護の認定基準については、社会経済情勢の変動が著しい今般、より実情に即した援助を実施するため、他団体の動向等も参考にしつつ、検証を行い、必要に応じて見直されたい。加えて、新入学時に要する経費等については、真に援助を必要とする時期への対応など、より一層の制度の充実等に向け、調査・研究されたい。
50	特別支援就学奨励事業	教育企画課	○	継続実施	改善・見直し	本事業は、学校教育法第19条の規定に加え、特別支援教育等の趣旨を踏まえた支援策として、その必要性は認めるところである。一方で、現在、国基準を超過する経費については、上限が設けられておらず、全て市負担となっている。特別支援教育の必要性が高まる中、受給者の公平性の確保に加え、財政負担の観点からも持続可能な事業となるよう、経費負担の上限額を設定するなど、制度設計の見直しを検討する必要がある。
51	外国人英語指導事業(ALT事業)	教育指導課	○	拡充	継続実施	新しい学習指導要領(平成32年度改定予定)では、小学校における英語の教科化が予定されており、それを受けて東京都教育委員会では、2020年東京オリンピック・パラリンピックも視野に英語教育や国際理解教育の必要性から前倒して各地教委への支援を検討しているとのことである。しかしながら、次期学習指導要領の内容や東京都教育委員会による支援内容は未だ不透明であり、ALT事業を拡充することを推奨するものなのか判断が難しいところである。担当課では、中学校の英語力の向上はこの事業によるものと高く評価しているところであるが、国や東京都教育委員会の動向に注視しながら、現時点においては、継続して事業を進めることが妥当と考える。
52	図書管理システム事業	図書館	○	継続実施	継続実施	他市の個人貸出数が減少傾向にある中、本市では、図書館管理システムの導入や付加機能の構築などにより、予約や貸出数が増加しており、大いに評価できる。今後も、幅広い読者層に対する様々なツールを利用した情報発信や興味喚起などを行うとともに、費用対効果の検証を行いつつ、読書環境や生涯学習環境の充実に努められたい。